

人権教育・人権啓発に関する課題

京都市人権文化推進計画（仮称）策定検討委員会事務局

平成16年9月

人権教育・人権啓発に関する課題

1 学校等における取組

(学校)

- ・ 学校においては、男女平等教育、養護育成教育、同和教育、外国人教育などの人権問題解決のため取組や、子どもたちの今日的な課題の解決に向けた取組が推進されているが、様々な人権問題が依然として現存していることを厳しく受け止め、それぞれの人権問題固有の経緯をふまえた具体的な取組を推進していく必要がある。
- ・ 平成14年5月に「学校における人権教育を進めるにあたって」を作成した。また、平成15年5月には、個の重点課題に対応したデータ、法令、文献等を掲載した「資料集」を作成した。教職員・事務局職員を対象とした各種研修会を実施してきた。
- ・ 保護者一人一人の人権問題に対する理解と認識が、日々の生活の中で定着できるよう学習会の時間、場所、持ち方、内容などを工夫し、一人でも多くの保護者が参加し易いよう条件整備を進める必要がある。また、PTAが社会教育関係団体として人権問題・環境問題等の社会的課題に対し、自己の課題として位置付けていけるように学習することを支援するとともに、指導者の資質向上、学習資料及び研修内容を工夫する必要がある。

(保育所)

- ・ 保育所においては、豊かに伸びていく可能性を秘めている子どもたちが現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うことを保育の目標としている。そのため、子どもを指導や保護の対象としてとらえるのではなく、「保育の主体は子どもである」との視点に立って、子どもの自主性や意欲を引き出し、子ども自身が選択することを重視した保育の展開を目指しており、保育者主導型の一斉保育の見直しをさらに徹底する必要がある。
- ・ 保育所における子どもたち一人ひとりが、その人格が尊重される人間関係づくりの基礎を培い、お互いが人権を尊重し合える人間として自立できることを目指して保育を実施している。保育者と保護者、保育者同士、保護者同士の関係も、自由・対等で共感でき、ともに育ち合えるものに構築していくことが求められる。
- ・ 核家族化や少子化の進展により子育ての困難さが増す中で児童虐待事例が頻発するなど、子どもたちの健やかな成長が脅かされていることから、保育所は、今日までに培ってきた子育てのノウハウを活用して、地域の子育て支援の拠点としての役割を果たしていく必要がある。
- ・ 保育所が地域の子育て支援の機能を効果的に果たしていくうえで、関係機関との子育て支援のネットワークづくりにどのように寄与していくかが課題である。
- ・ 一時保育事業や子育て支援事業などの推進によって、保育所には入所児童の親子のみならず、多くの子どもたちや保護者が集い交流する場となっていることから、それらの豊かな人の輪を大切に、人権意識の向上に向けた取組を一層進めていく必要がある。

2 人権啓発の取組

【広報】

- ・ 情報の流れが一方的であることが多く、事業効果の測定が困難である。また、媒体によっては受け手に情報格差が生じる虞がある。
- ・ 情報通信技術（IT）の普及が相当程度進んだことから、そのメリット（即時性、広域性、双方向性等）が期待できるものについては、情報の提供手段を印刷物中心から、情報通信技術を活用したものへと転換する必要がある。
- ・ 研修会等に参加する市民・企業は、人権に対する関心が高いと思われるため、それ以外の関心の低い市民・企業に対して関心をもってもらえるような、効果的なPR・啓発手法の工夫が必要である。
- ・ 市民しんぶん、ポスター、インターネット、テレビなどは、大勢の人の目に触れるという点でメリットがあるが、事業によっては、対象を絞った告知の方法を行う方が効果的な場合がある。
- ・ 人権施策全体としてどのような広報をしているのかの把握ができていない。より効果的な広報を行うため、また、新たな人権課題に的確に対応するための調整等を行う機能整備が必要である。

【学習機会の提供】

- ・ 啓発事業によっては、テーマが似通ったものになる傾向があったり、話を聞くことが中心となるものがあり、市民の積極的な参加が得られない場合がある。
- ・ 講演会等に参加する市民が高齢者層に偏る傾向や参加者の固定化傾向が見られる。多様な世代、特に若い世代に対する人権啓発が効果的に行えるよう工夫する必要がある。
- ・ 啓発事業であっても、好評であるものと参加定員に満たないものがあるなど格差がある。（バスツアーは好評であるが、講座、映画会は定員に満たないなど）
- ・ 様々な人権問題があるが、個別の情報不足しているため、人権問題ごとの講師や関連団体等の情報が必要である。
- ・ 女性の人権に関し、男性も参加しやすい事業を行うなど、事業内容を工夫する必要がある。
- ・ 啓発手法（講演会形式やワークショップ形式等）のあり方を一般的に検討するだけでなく、人権課題ごとにそれぞれの特性（人権課題によっては広く実情や制度等を知ってもらうことに重点があるもの、福祉施策を推進するセクションでは福祉事業の実施の中で啓発も行う側面があること等）に応じた啓発の手法を丁寧に検証する必要がある。
- ・ 企業向け啓発の各種講座等において、経営者向けや人事担当者向けなど参加対象者を区分しているが、実際には参加者層にばらつきがあり、その区分が形骸化しているため、期待どおり

の成果が期待できない場合がある。

- ・ 識字問題は、同和問題、外国籍市民をはじめ多くの分野に亘る問題であるが、啓発事業の中では取り上げられることが少なく、一部の市民にしか知られていない。

【市民の自主的な取組の支援】

(市民・区民参加)

- ・ 区民ぐるみ組織等については、実質的にはまだまだ区役所が主体となって啓発活動に取り組んでいる実態がある。
- ・ ワークショップ形式による連続の学習会や、区における人権啓発リーダー養成講座の実施により、地域における人権啓発リーダーとなる市民の育成を図ることについては一定の成果を得たが、リーダーの更なるレベルアップや、養成したリーダーが活躍できるようなシステムが整備されていないことが課題である。
- ・ 地域の人権啓発リーダーを、より能力が高いリーダーに育成し、市民の自主的な活動を支援していくためには、区と文化市民局やコミュニティセンターとが連携して、本格的な講習・組織整備に取り組む必要がある。
- ・ 区レベルでの代表者の連絡会により、各機関等の連携のための環境は整備され、研修会等を通じて、地域において人権問題に対する意識・関心も高まりつつあるが、学区レベルでのネットワーク、区レベルの実務者間におけるネットワークについては、今後更なる充実、整備が必要である。
- ・ 市民の自主的な取組は、各人権課題によって市民の自主的な取組の状況がことなるため、それぞれの実情に応じた的確な支援のあり方を検証する必要がある。

(学習支援)

- ・ 憲法、人権月間に、市立図書館において人権問題関連図書の展示と貸出を行っていることを、より多くの市民、利用者に周知する必要がある、PR 及び展示の方法を工夫する必要がある。
- ・ 生涯学習情報ネットワークシステムを運営し、人権問題等社会的課題を含めた生涯学習に関する情報をインターネット等から提供し、市民の学習活動を支援しているが、講座・教室等の学習機会に関する情報を随時更新する一方で、講師・指導者等の人材情報や、教材情報についての情報更新が十分に行われておらず、内容を充実させる必要がある。
- ・ 新規購入した人権問題啓発映画の試写会、説明会を開催し、映画、ビデオを貸し出しているが、試写会、説明会については、参加対象が広範で、的が絞りにくい研修になっている。
- ・ 人権啓発映画のストーリーで、主なテーマとする人権課題以外にも、他の人権課題が盛り込まれ、数多くの問題が提起されることで、かえって焦点がぼけやすくなっている。

【その他】

(社会参加と交流の推進)

- ・ 障害のある方の人権啓発においては、障害のある方の自立と社会参加事業そのものが啓発になっていると認識しているが、障害のない方の参加を促進していく必要がある。また、団体の活動によっては、既に行政の手を離れて実施されているものも多く、ボランティアの広がりなどをどう把握していくのかということが課題である。
- ・ 同和地区とその周辺地域の住民を対象とする交流事業については、周辺地域との交流が十分とはいえない状況がある。

(その他)

- ・ 区全体の啓発事業と区内の特定地域を中心とした啓発事業で、趣旨・目的に大きな違いがない場合は、連携や統合など双方の事業の調整に務める必要がある。
- ・ 効果的な自前の広報媒体や企業に関する情報がないなど、企業への人権啓発については区役所で行うことは難しい。
- ・ 家庭教育新聞については、年4回発行し、各市立学校を中心に一定の定着をみた。また、私立・国立小中学校にも配布している。

3 職員研修の取組

- ・ 人材育成の効果は、職員研修所の行う「研修所研修」だけでなく、各所属によって行われる「局区等研修」によるところが大きいことから、職場における日常的な指導や研修、更には人権啓発に関して職員の自発的な取組が積極的に推進されるような「職場風土づくり」が必要である。
- ・ 職員を対象にした研修は、特に窓口職場では参加人数が限られてしまい、まとまった時間をとって研修を実施することが難しい。また、憲法月間である5月・人権月間である12月は繁忙期にあたる職場も多い。
- ・ 職場研修推進者については数多く養成されたが、各所属へ均等に人員配置を行う課題が残っている。また、各所属の人権研修推進者等と研修担当等との連携が不十分である。

4 推進体制

【庁内体制・連携】

- ・ 性同一性障害など新たな問題が発生した場合、適切に対応するための庁内体制について検討する必要がある。
- ・ 全市的な観点から人権施策について「選択と集中」が図る必要があること、また、各区及び各局が連携して全市的に効果的な事業展開を図る必要があることから、人権施策全般について統括し、進行管理する部署の検討が必要である。
- ・ 幅広く啓発活動を進めるには、企業、学校、関連団体との連携など、区民ぐるみ組織の裾野を広げる必要がある。
- ・ 市役所とNPO等の人権関係団体との役割分担や連携の在り方について検討する必要がある。

【進行管理】

- ・ 計画期間が長い場合、期間内に計画の見直しを行う機会を設ける必要がある。
- ・ 行政評価の中で、事業効果の見えにくい啓発事業をどのように評価していくかが課題である。
- ・ 各所属の事務事業に係る毎年の実績報告の点検の際には、事業数が多く、分野も多岐に亘っていることから、各事業について前年度以上の実績が維持されているかについてのチェックが主になってしまっている。